

議案第 1 2 4 号

群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分を群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

安中市長 岩 井 均

群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分について協議する。

記

1. 令和８年３月３１日現在の群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金（以下「基金」という。）は、災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理団体（同日現在における群馬県市町村総合事務組合規約別表第２の４の右欄に掲げる地方公共団体をいう。以下「共同処理団体」という。）に還付する。
2. 各共同処理団体への還付金額については、基金の令和８年３月３１日現在の額を各共同処理団体の人口（令和２年に官報で告示された国勢調査の結果による人口をいう。以下同じ。）の合計で除した額（小数点第３位以下切り捨て）に、各共同処理団体の人口を乗じた額（円未満四捨五入）とする。
3. 上記の２で還付した結果、基金の額に剰余金が生じた場合は、群馬県市町村総合事務組合一般会計口座に収納する。